第2回茨城県議会ICT化検討会議

令和元年6月7日(金) 議会運営委員会室

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議事
- (1) 端末等のデモンストレーション
- (2) 検討テーマの現況等について
- (3) その他
- 4 閉会宣告



財 第 35 号 令和元年5月17日

茨城県議会議長 川津 隆 殿

茨城県知事 大井川 🤻

和歌等是

本会議及び委員会における執行部のタブレット端末使用について

執行部においては、県民サービスの向上と、本県の発展のために真に必要な業務に職員が注力できる環境づくりのために、ICT の活用による業務の効率化と生産性の向上に努めております。

昨年 12 月には、庁内の臨時組織として「RPA 導入推進プロジェクトチーム」を設置し、現在、全庁をあげて、「RPA (業務の自動化)の導入」、「ペーパーレス化の推進」、「業務・行政手続きの電子化(電子申請)の推進」、「庁内業務の効率化・定型化」等を進めているところです。

特に、業務のペーパーレス化については、業務コストの削減とデータの有効活用を図るために必要不可欠であることから、令和元年度上半期までに県庁全体の印刷枚数を50%減相当(対平成29年度実績比)とすることを目標として、取組みを進めております。

これらの取組みの趣旨をご勘酌いただき,下記についてお認めいただきたく, 申し入れます。

記

申し入れ内容

本会議及び委員会における執行部のタブレット端末の使用を、先ずは試験的に認めていただくよう求めます。

茨城県議会 I C T 化検討会議のスケジュール (修正案)

	期日	時間	主な内容
第1回	5月17日(金)	10:30~	・会議の概要,検討テーマ,スケジュール・テーマに関する現況(県議会・執行部の状況等)
第2回	6月7日(金)	13:30~	・端末等のデモンストレーション ・テーマに関する現況 (他県議会の状況,導入効果・懸念事項等)
	7月		・各委員へ座長骨子案の提示
第3回	7月22日(月)	10:30~	・座長骨子案の検討 (座長骨子案に対する各委員の意見聴取)
	8月		・各委員へ座長案の提示
第4回	第3回定例会初日	本会議終了後	・座長案の検討 (座長案に対する各委員の意見聴取)
県外 調査	10月29日(火)		・東京都議会の取り組み
第5回	第4回定例会 初日	本会議終了後	・答申案の提示,検討,決定 ・議長への答申

	T	` `		<u> </u>	\ \\		
区分	44-1110	導入済み	\		導入	予定	1 7000
○★ 3.5±#5	神奈川県	広島県	沖縄県	岩手県	宮城県	東京都	山梨県
①導入時期	1100.5	1100.44	1100.40	D= 0		D = 0	D= 0
システム導入時期	H29.5	H30.11	H30.10	R元. 9	R2 土中	R元. 6	R元. 6
紙との併用期間	併用中 未定	併用中 未定	併用中 未定	未定 未定	未定 未定	未定 未定	未定 未定
完全移行 ②利用範囲	木 疋	木 疋	木 花	木 足	木 足	木 足	木 足
本会議	0		0		0	0	0
本	0	0	0	0	0	U	0
安貝芸 その他の会議	協議・調整を行う場	U	その他会議	協議・調整を行う場	U		 代表者会議等
議事堂外の利用	協議・嗣金を11万場	0	での他去職	協議・調金を11万場	0	0	〇
③利用条件							
議会活動に限定	0	0	0	0		0	0
制限なし	<u> </u>					<u> </u>	
④端末機器の仕様							
契約方法	レンタル(2年)	レンタル(2年)	レンタル(3年)	買取(4年) 予定		レンタル(32か月)	レンタル(2年)
調達方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札		一般競争入札	一般競争入札
	Surface 3		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
機種名	※R元.6更新予定	iPad Pro	iPad Pro ほか	iPad Pro	ノートPC	iPad Pro 同等品	iPad Pro
画面サイズ	10.8インチ	12. 9インチ	10. 5インチ	12. 9インチ		12. 9インチ	12. 9インチ
記憶容量	128GB	64GB	64GB	64GB		64GB	64GB
通信形式	Wi−Fi + Cellular	Wi−Fi + Cellular	Wi−Fi + Cellular	Wi−Fi + Cellular		Wi−Fi + Cellular	Wi−Fi + Cellular
備品等	カバー, ペン, マウス等	ケース, ペン, 保護フィル,	ケース,保護フィルム,	ケース, ペン, 保護フィル,			ケース,保護フィルム,
通信容量	マウス等 5GB/月	保護フィルム 5GB/月	モハ゛イルハ゛ッテリー	保護フィルム 未定			モバイルバッテリー 3GB/月
週間容量 ⑤端末機器の導入台数		69台	123台	不足 63台	70台	162台	43台
(内訳)議員	(105台)	(64台)	(48台)	(50台)	(59台)	(127台)	(37台)
議会事務局	(20台)	(5台)	(25台)	(8台)	(11台)	(12/日)	(6台)
執行部	(15台)	(30)	(50台)	(5台)	(110)	(35台)	(01)
⑥文書共有システム	(10日)		(00日)	(01)			
調達方法	プロポーザル	一般競争入札	プロポーザル	プロポーザル		一般競争入札	 一般競争入札
			, , , , , ,	24/1 9/2	既存のイントラネット		
システム名	Side Books	Side Books	Side Books		機器の増設	Side Books	Side Books
種類(容量)	クラウド(21GB)	クラウド(21GB)	クラウド	クラウド		クラウド	クラウド(11GB)
その他の機能	メール機能		メッセージ機能				
アクセス権限	専用端末のみ	専用端末以外も可	専用端末以外も可	専用端末のみ			専用端末のみ
⑦導入初期費用 (千円)	34,590	10,567		12,537			8,484
導入年度	H29	H30		R元			R元
端末導入(買取)		0.100		11,560			050
付属品等購入	33,890	2,180 5,532					252 7,164
Wi-Fi等環境整備 文書共有システム	33,690	1,211		977			1,068
研修費用等	700	1,644		977			1,006
「「「「「「」」」	35,916	11,924		2,867			4,852
端末導入(リース)	33,810	7,559		2,007			3,149
文書共有システム	17,300	1,685		876			3,143
図i−Fi等環境整備	18,400	2,519		1,991			1,442
研修費用等	216	161		1,551			261
小下で負用等 9利用者(議員)の費用負担		無し		<u>無</u> し		無し	無し
⑩セキュリティ対策等	・ファイアウォール	・閉域通信利用	・使用制限(専用ソフト	・MDM(セキュリティ)		・利用はペーパーレス	
○ - 1 - 7 / 1 / 1 / 3 / K 寸	·ウイルス対策ソフト	*ファイアウォール		・利用における留意		機能のみ	(故障修理,機種交換)
	・MDM(セキュリティ)	・インターネット閲覧,	インストール許可制)	事項の周知徹底		12011H-1-1	・MDM(セキュリティ)
	·端末一元管理	アプリDLの制限	・管理要領の周知徹底	J. X - Z INJ AN INA PEN			
	・管理要領の制定	The state of the s					
 ⑪その他		 試行期間は, 紙及び	セキュリティ管理業	セキュリティ管理業	議員はイントラネット		導入当初は,タブ
	務量及びコピー用紙	電子ファイルの両方	務、タブレット利用研	務、タブレット利用研	ワーク(自前のネット		レット利用研修・ヘ
		を扱う必要があるこ とから関係書類の電			ワーク)システムの 閲覧のみ。		ルプ対応業務, 関係 書類の電子化など
	の調達・保守,議員	子化などの事務や	子化などの事務が	電子化などの事務	1501 3E - 7 - 7 0		の事務が新たに発
		ヘルプ対応業務が					生すると考えられるが、職員体制は道
タブレット端末導入		発生している。職員 体制の増減はない。		元心の。			が, 職員体制は導 入前と変更なし。
に伴う事務量・職員	また、執行機関にお	ペーパーレス完全移	行っていない。			未定	= 2.2.0.00
体制の増減等。		行後は, 印刷費等で 約1千万円の減額と				/N.C.	
その他特記事項	レットの不具合に備	人的コストの削減を					
C. FIGHT TO TO TA	えて, 予備の紙資料						
	を用意している為, 完全なペーパーレス						
	化には至っていな						
	ر، د						
	1	I]				

2 端末機器の導入に係る費用と効果

(1)端末機器の導入に係る経費(試算)

① 導入機器の想定条件

他都県議会の導入状況等を踏まえて本県で導入する場合の条件を次のとおり想定

	区分	仕様内容	選定理由等
ア	端末機器	iPad Pro 12.9インチ 64GB	見やすさを追求した大画面・高画質と、
	※ 1	Wi-Fi+Cellular モデル	高いセキュリティ機能(Apple 社がオペレ
			ーティングシステムを一元管理)
1	通信容量	3 G B / 回線	文書共有システム:1GB/月
			調査活動全般:2GB/月程度
ゥ	端末機器	ペン、キーボード、保護フィルム、	想定した利用方法に必要な備品
	オプション	モバイルバッテリー	
ェ	導入台数	100 台(議員 62 台,執行部 20 台,	議会事務局用と執行部用は, 資料のアップ
		議会事務局 18 台)	ロード等に使用
才	文書共有	Side Books クラウド	他都県議会の導入実績を考慮(作成可能な
	システム	本棚サービス(容量 10GB 程度)	ファイル階層数に制限なし)
	※2	ライセンスユーザー 100名	
カ	付加機能	MDM (Mobile Device Management)	・盗難や紛失時の情報漏えいに備えたセキ
			ュリティ対策ソフト
		チャット機能(連絡用)	・事務連絡等の活用を想定
+	調達方法	一般競争入札	価格のみで決定
	(端末+通信)		
ク	調達方法	プロポーザル方式	システム内容や価格等を総合的に判断し
()	文書共有システム)		て決定
ケ	契約方法•	端末機器は、レンタル方式	他都県議会の実績を参考
	期間	期間は3年間(以後4年間)	議員の任期に合わせる

※1 比較した端末機器 (Surface/サーフェス)

- ・iPad に比べ操作が複雑であり、端末価格も比較的高価。
- ・インターネット接続に、別途通信機器(モバイルルータ)が必要。

※2 比較した文書共有システム (moreNote/富士ソフト(株))

- ・都道府県議会での導入実績がない。
- ・作成可能なファイル階層数に制限(5階層まで)あり。
- ・ライセンス ID が多い場合は、割高となる。

② 導入に係る費用

項目	1 年目	2 年目	3 年目	合計 (3年)
1 端末・通信(レンタル)	11, 980	7, 560	7, 560	27, 100
名之,	10, 780	6, 360	6, 360	23, 500
参考;買取の場合 	(△1, 200)	(△1, 200)	(△1, 200)	(△3, 600)
2 文書共有システム	1, 500	1, 260	1, 260	4, 020
3 付加機能 (MDM, チャット)	600	600	600	1, 800
合計 (1+2+3)	14, 080	9, 420	9, 420	32, 920

単位:千円(税抜)

- ※1 端末・通信(レンタル)には、端末機器のレンタル費、通信費、保障費で毎年 7,560 千円を計上し、1年目のみ 4,420 千円の備品(ペン、キーボード、保護フィルム、モバイルバッテリー)購入費を計上している。
- ※2 文書共有システムには、システムの基本料金、ライセンス (100)、講習会費 (3回)、 追加サーバー利用費で毎年 1,260 千円を計上し、1年目のみ初期設定費用 80 千円と追加 の講習会費 160 千円を計上している。

【参考1:契約方法について (レンタル)】

<買取と比較した場合のメリット>

- 資産管理の事務手続きが不要。
- ・端末保障に加入(1,200 千円/年)することで、故障や紛失時等に迅速な対応が可能。 追加費用は不要。
- ・契約期間終了後に、端末の処分費用等が不要。 (バッテリーの経年劣化や OS のバージョン等の理由により定期的な更新が望ましい)

【参考2:ペーパーレス化を執行部まで広げる場合】

- ・新規にタブレット端末を購入することなく、既存のノートPC等を利用し、出席説明者 分のライセンス (250) を追加購入することで、執行部も含めた本会議及び委員会のペーパーレス化が可能となる。
 - ※ 文書共有システムの追加費用:1,000千円/年

(2) 端末機器導入に伴う効果

① 資料の印刷費用・配付費用の削減

ア 議員に配付する資料等の作成の流れ

- 本会議·委員会等関係資料
- · 原稿作成, 校正
- ・印刷 (コピー, 印刷製本)
- ・丁合
- ・本会議,委員会室での議員向け資料の配付 (出席説明者への資料配付)

ペーパーレス化により効率化

○ 会議録等

- · 原稿作成, 校正
- 印刷製本
- ・議員,執行部等への配付

- ペーパーレス化により効率化

イ 印刷費用・配付費用の削減見込額

○ タブレット端末の導入によるペーパーレス化が図られた場合、紙の使用量の削減のほか、 紙資料の印刷費用の約457万円、作成・配付に係る費用(人件費)の約47万円、合計で 約504万円の削減が見込まれる。

【議員に対し1年間に配付する印刷物等の作成費用と配付に係る費用】

和什麼八	ボコ イ-ト ナイァ ※ケァ (ナ/ァ)	費用			
配付区分	配付枚数(枚)	印刷費用 (円)	人件費 (円)	計 (円)	
本会議関係	207, 764	3, 251, 807	141, 440	3, 393, 247	
委員会関係	65,061	237, 993	207, 768	445,761	
会議録関係	75, 574	433, 442	52, 578	486,020	
刊行物	16,058	141, 372	4, 572	145, 944	
主要計画	66, 340	473,618	46,772	520, 390	
連絡通知等	7, 874	27, 900	18,745	46,645	
計	438,671	4, 566, 132	471, 875	5, 038, 007	

- 摘要) 1 作成費用は、資料の印刷費・コピー代
 - 2 人件費は、議会事務局・執行部職員の印刷配付に係る人件費相当を次により算出
 - ・コピー資料作成 : 作業量・時間(ページ数×2秒)×作業人数×人件費単価※
 - ・資料の配付 : 配付時間×作業人数×人件費単価※
 - ※ 県職員平均給与384,021円÷21日÷8時間≒2,286円/h

② 議会活動等における導入効果

<共通の効果>

ア 紙資源の削減と環境負荷の低減

現 状	端末機器の導入後
議員に会議等で配付される紙資料は,年間約44万枚に	ペーパーレス化により, 紙資源の削減
のぼり、その大半は、会議の終了後に廃棄されている。	及び環境負荷の低減が期待できる。

<議員活動の充実>

イ 機動的な情報収集力の向上

現 状	端末機器の導入後
会議等で質問・質疑を行う際、過去の会議録や国・他	いつでもどこでも会議録やインター
県等の取組などに関する情報収集は,議会事務局等から	ネットによる機動的な情報収集が可能
の紙ベースでの情報提供や自宅等でのインターネット検	となる。
索等により,一定の時間を要している。	

ウ 大量の資料を常時閲覧することが可能

現 状	端末機器の導入後
定例会等では議案書等の大量の印刷物が配付される	複数年度の議案書等など各種の大量
が、持ち運びが難しく、活用が限定される。また、過去	の資料の常時閲覧が可能となり,審議等
の議案書等との比較をする場合、議会事務局等に照会す	の充実や政策提言能力の向上が期待で
るなど、手間がかかる。	きる。

エ 災害発生時の被害情報の即時共有化

現状	端末機器の導入後
災害発生時の被害情報等については、災害対策本部等	議員と執行部の被害情報の即時共有
から提供された情報を議会事務局経由でファックス等に	化が図れるとともに,各地の議員から被
より入手している。また、被災地の現状確認は、災害対	災地のリアルタイムの映像情報が入手
策本部での映像情報や委員会の現地調査等により行われ	でき、適時・適切な対応が期待できる。
ている。	

オ 審議の効果的な実施

現 状	端末機器の導入後
委員会で資料等を使用する場合、紙ベースで資料を作	端末上で資料を各委員等と共有でき、
り、委員長の許可を得て、各委員等に配付している。	審議が効果的に行える。

カ 議会活動に関する情報入手が容易

現 状	端末機器の導入後
所属する委員会以外で使用された閉会中委員会や県	端末の活用により,各種の情報収集が
内・外調査での配付資料を入手する場合は、議会事務局	容易になる。
を通し、紙ベースで入手している。	

キ 執行部提供資料のスピーディな取得

現 状	端末機器の導入後
執行部からのファックスや紙ベースによる資料の提供	いつでもどこでも執行部からスピー
は、取得まで相当の時間を要する。	ディな資料取得が可能となる。

ク スケジュールの管理が容易

現 状	端末機器の導入後
議会の行事は、議会事務局からの紙ベースの通知等を	画面上で議会事務局との連絡・通信
もとに、手帳やスマホのカレンダーに記載するなどして	することで、情報の即時共有化や出欠
スケジュールを管理し、出欠確認などは電話でやりとし	確認が可能になる。
りしている。	

<議会事務局の業務の効率化>

ケ 資料作成や配付に係る業務の効率化

現 状	端末機器の導入後
会議で配付する資料は、前日までに作成・印刷し、前	画面上で配付資料が確認できるの
日の夕方に議場・委員会室に配付している。また、資料	で、資料の印刷や配付に係る事務の効
の差し替え等があった場合、その都度、やり直している。	率化や残業時間の削減が期待できる。
	また、資料の差し替えが発生した場
	合, 容易に差し替えが可能となる。

コ 議員への連絡・通知の即時共有化と事務負担の軽減

現 状	端末機器の導入後
定例会や委員会等の会議・調査等の通知は、紙ベース	連絡・通知が端末上で瞬時に行われ、
で各議員に郵送し、出席状況を議員に電話で確認してい	情報の即時共有化が図れるとともに、
る。また、議会の行事予定など定期的な情報提供も郵送	紙資源の削減や発送に係る事務負担の
又はファックス等で、議員に通知している。	軽減、郵送料やファックス代の削減が
	図れる。また、出欠確認も端末上で行
	え、議員と議会事務局職員の円滑で確
	実な連絡体制が構築でき、連絡・応答
	等に係る業務の効率化が図れる。

サ 会議録の配付に係る業務の効率化

現 状	端末機器の導入後
紙ベースで会議録を作成していることから、議員や会	会議録の電子化により、会議録の配
派等への配付までには一定の時間を要している。	付に係る業務の効率化が図れる。

シ 委員会で使用する資料等の円滑な利用

現 状	端末機器の導入後
委員が委員会で資料等を使って質問・質疑を行う場合	資料等の電子化により,委員長の確
は、紙ベースの資料により、前日に委員長の許可を得る	認・許可が容易に行え、また、紙資料
とともに、その資料を委員及び出席説明者に配付してい	での各委員等への配付がなくなること
る。	から、業務の効率化が図れる。

<執行部の業務の効率化>

ス 議案書等の印刷費の削減等

現状	端末機器の導入後
議場に配付する議案書や各種行政計画、委員会で配付	配付資料の電子化により、印刷経費
する資料等は、紙ベースで印刷し、会議開催前日の配付	が削減できる。また,印刷・製本作業
に間に合うように議会事務局に提出している。	及び議会事務局への提出に係る作業負
	担の軽減が図れる。さらに,資料の差
	し替えが発生した場合、容易に差し替
	えが可能となる。

セ 内示会等の議会提出議案等の説明資料等の印刷費の削減等

現 状	端末機器の導入後
予算関係議案等を議会に提出する際、各事業の概要を	説明資料の電子化により、印刷経費
まとめた説明資料を作成し、紙ベースで印刷し、議員を	が削減できる。また、委員会等様々な
はじめ、マスコミや執行部など広範に配付している。	場面での効果的な活用が可能となる。

ソ 資料提供に係る事務の効率化

現 状	端末機器の導入後
議員から資料の提供依頼があった場合、作成した資料	提供資料の電子化により、作成した
はファックスによる送付や、議事堂で手渡し・説明等を	資料を議員に即時に提供できるととも
行うなどにより対応している。	に、面談・説明等に伴う待機時間等が
	短縮されるなど業務の効率化が図れ
	る。

3 端末機器の導入に伴い考えられる懸念事項とその対処方法

(1)端末利用に係る懸念事項(費用・容量・操作・情報セキュリティ等)

懸念事項	対処方法
①紙資料等の経費の削減額に比べ,	・削減費用だけでは測れない,紙資源の節約や,ペーパーレス
導入費用が高く, 県民の理解が得	の流れ,議会事務局・執行部の働き方改革,議会の充実・強
られないのではないか。	化の面での効果をアピールする。
②操作方法が分かりにくく, 資料を	・研修会・講習会を定期的に複数回開催する。研修会等は習熟
探すのが面倒である。	度別(初級・中級・上級など)にも留意する。
	・携帯電話会社のヘルプデスクの活用などし、支援体制を整備
	する。
	・ペーパーレス後も希望する議員には紙資料を提供する。
③予算書などはデータ容量が多い	・ストリーミング※により、容量の大きな文書ファイルでも、
ので、閲覧の速度が遅くなるので	素早く表示が可能である。
はないか。	※ ファイルはダウンロード後に表示されるが、サイズの大きいファ
	イルの表示にはダウンロードに時間がかかる。そこで、ダウンロー
	ドと同時に再生することにより、待ち時間が大幅に短縮される方式。
④会議が長時間に及ぶ場合,電源が	・端末ごとにバッテリーを確保することで対応が可能である。
もたないのではないか。	
⑤ウィルスに感染し、重要な情報が	・ウィルス対策ソフトの導入などセキュリティ対策を講ずる。
外部に流出してしまうのではな	・端末へのデータ保存は限定的で、資料等はクラウドへ保存さ
いか。	れている。
	・個人情報などは,保存しない。
⑥端末の紛失, 故障時の対応はどう	・紛失補償等のオプション契約を結ぶ。
なるのか。	

(2)委員会等での説明聴取に係る懸念事項

懸念事項	対処方法
⑦委員会での執行部説明聴取時に,	・タブレットの同調機能を活用し、説明者の操作により、会議
資料の説明箇所を特定できない	に出席している議員全員が,個別の操作なしに,同じ資料を
のではないか。	見ながら説明を受けることが可能である。
⑧画面上では、資料の見比べが難し	・画面上で、複数の資料を表示することは可能である。
く、内容の比較検討が難しくなる	・1ページ完結の概要や説明資料を充実させて,複数の資料を
のではないか。	見比べなくても済むような資料内容とする。その際,前年比
	や明細など基本的な内容については、必ず記載する。
⑨紙ベースでは、資料に書き込みが	・何度でも書き直しができ、保存できるメモ機能を活用するこ
できたが、電子化するとできなく	とで、質疑等に活用できる。
なるのではないか。	

(3) 県民からの批判に係る懸念事項

懸念事項	対処方法
⑩議場の傍聴者から、議員がタブレ	・タブレット端末の導入に際し、議運申合せ等の運用ルールを
ットで会議とは関係のない動画	定めるとともに、そのルールを傍聴席に表示することで、傍
等をみているといった疑いをか	聴者の理解を求める。また,傍聴のしおり,議会だより,議
けられるおそれがあり,議会の品	会ホームページにおいて広報する。
位を保てない。	
⑪議員の調査活動等は政務活動費	・例えば、タブレット端末の導入に際し定める運用ルールにお
で手当てされている中,全額公費	いて,その目的を「茨城県議会基本条例第13条に規定する
負担でタブレットを導入すると	議員の役割を担うために必要な範囲で、かつ公務(本会議、
県民から批判されるおそれがあ	委員会活動,議員派遣等)に限る。」とするなど,政務活動と
る。	のすみわけを図ることで対応する。

(4) その他の懸念事項

懸念事項	対処方法
⑫ペーパーレスは,執行部が先行し	・執行部が導入しているタブレット等に、同じ会議システムを
ているので、不都合がでるのでは	ダウンロードすることで、議会と足並みを揃えた対応が可能
ないか。	である。
⑬紙資料で議会の役割を十分果た	・環境問題や職員の働き方改革、議員活動の充実の観点から、
している。タブレット端末導入に	ペーパーレス化は今後必要となる。
よるペーパーレス化は時期尚早	・導入に際しては、紙資料との併用などの試行期間を設定する。
ではないか。	
④紙資料を併用する試行期間を設	・タブレット導入をきっかけに、従来のやり方を改善する。例
けた場合,議会事務局や執行部の	えば、様式の簡略化や汎用性に留意する。
事務負担が増えるのではないか。	・資料のアップロードを議会事務局と執行部で分担し、負担の
	分散を図る。
	・ファイルの形式や名称等の規格を統一し、データの調製負担
	を軽減する。
15タブレット端末の導入には費用	・本会議や委員会など議会の審議の場面では、議案や県政の課
も時間もかかる。個人所有の端末	題等に関し、議会と執行部が質疑応答を行うので、関係者が
利用を認めた方がよいのではな	同じ場面で同じ情報に接する必要があることから、できるだ
しっか。	け同一の規格の端末を利用すべき。
	・タブレット端末導入の方針が決まり、導入までの期間に暫定
	的に個人所有の端末の利用を認めることも考えられる。
16タブレット端末が私用で使われ	・費用を全額公費で充てる場合、端末の使用は議会の公務に限
るおそれがある。	るなど運用ルールを定める。
⑪会議録は従来通り紙媒体で作成	・地方自治法123条では、電磁的記録での作成も認められて
すべきではないか	いる。
	・紙ベースの会議録を保存用に限定するなどの方針を検討する。